## 審査基準及び標準処理期間

所属名	障害者支援課
内線番号	4599

No.	項目		内容
1	処分名		京都府心身障害者扶養共済制度 口数の追加に係る処分
2	法令名		京都府心身障害者扶養共済条例
3	法令番号		昭和46年条例第8号
4	根拠条項		第6条第2項
<b>⑤</b>	処分権者		知事
6	法令の定め		第6条 加入の申込者又は加入者は、口数の追加(以下「口数追加」という。)の加入時に第3条第1項第2号に規定する加入資格を有するときは、規則の定めるところにより、知事に口数追加を申し込むことができる。 2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数追加の承認をしなければならない。 (1) 口数追加の申込者が、口数追加時に特別の疾病又は障害を有するとき。 (2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。
7	審査基準		京都府心身障害者扶養共済条例第6条第2項(口数の追加)
8	経由機関名		市町村
9	協議機関名		独立行政法人福祉医療機構
10	標準処理期間		60日
		経由機関	30日
		協議機関	20日
		当該処分機関	10日
12	問合せ		障害者支援課(075-414-4599)
13	備考		心身障害者扶養保険約款(第3条第4項) 京都府HP <a href="http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html">http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html</a>